

上水委第2号

水道施設更新設計監理委託業務

特記仕様書

令和8年度

海津市上下水道課

特記仕様書

1. 総則

本業務は、令和8年度から9年度において、主に海津市内水道施設の機械・電気・計装設備更新・修繕の実施設計及び現場監理業務を委託するものである。

(1) 適用範囲

本仕様書は、海津市内水道施設の機械・電気・計装設備更新設計・現場監理業務に適用する。また、南濃藤沢浄水場改修工事に伴う現場監理業務にも適用する。

更新工事後、水道施設管理システムに更新データを反映させる。

(2) 業務の目的

本業務は、海津市内水道施設の機械・電気・計装設備の更新及び修繕の実施設計整備事業を目的とするものである。

(3) 法令等の厳守

受託者は業務の実施にあたり、関連する法令等を厳守しなければならない。

(4) 中立性の保持

受託者は、業務の実施にあたり、常にコンサルタントとして中立性を保持するように努めなければならない。

(5) 秘密の保持

受託者は、受託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(6) 検査

完成図書は、履行期限内に提出し、その内容の検査を受けて合格したものとする。

(7) 業務上の提出書類

イ. 受託者は、業務の着工にあたって次の書類を提出しなければならない。

着工届

工程表

業務計画書

照査技術者届 技術士(上水道及び工業用水道部門)・(経歴書)

管理技術者届 技術士・R C C M(上水道及び工業用水道部門)(経歴書)

ロ. 受託者は、業務の完了にあたって次の書類を提出しなければならない。

完了届

納品書

請求書

(8) 照査技術者及び管理技術者

イ. 受託者は、照査技術者及び管理技術者をもって秩序正しい業務をおこなわせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術士(上水道及び工業用水道部門)を配置しなければならない。

ロ. 市は、照査技術者及び管理技術者が業務に不相当と認めたときは、交替を求めることができる。この場合受託者は直ちに必要な措置をとらなければならない。

(9) 工程表管理

受託者は、工程に変更が生じた場合には、市監督員に対し速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。

(10) 業務完了

業務は市の検査に合格し、すべての提出図書(成果品)を納入したときを以って完了とする。但し、市監督員の指示により工期内において業務の一部完了を行う場合は、その都度検査を受け、合格したものについて納品するものとする。

(11) 関係官公庁等との協議

受託者は、関係官公庁等との協議を必要とする時、又は、協議を受けたときは誠意をもってこれにあたり、この内容を遅滞なく市監督員に報告しなければならない。

2. 設 計 指 針

設計にあたっては、『水道施設指針・解説』等に基づくものとし、細部については市監督員と協議の上、業務を遂行するものとする。

(1) 業務報告

受託者は、市監督員と緊密な打合せを行い業務を進行させるものとし、作業の途中において市監督員が中間報告をもとめたときは、直ちに報告を行うものとする。

(2) 打合せ議事録

打合せについては、市監督員、受託者より管理技術者（技術士・上水道及び工業用水道部門）が出席するものとし、議事録をとり設計打合せの経過を明確にすることとする。

(3) 資料の保管

本業務の遂行にあたり、市より貸与した関係資料は厳重に整理保管し業務完了後返還するものとする。（特に必要とするものについては、その都度返還する。）

3. 業務内容

本業務の内容は別紙更新計画表のとおりである。

海津・平田・南濃上水道施設のうち別紙に記載した項目による。

現場重点監理

水道施設管理システム更新

4. 成果品の提出

更新設計書	1.0部
更新設計図	1.0部
業務計画書	1.0部
業務報告書	1.0部
その他必要書類	1.0式
原稿・原図(電子成果品)	1.0式